

済生会川俣病院 院内感染防止対策指針

1. 院内感染防止対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策ならびに集団感染事例発生時の適切な対応など、済生会川俣病院（以下「当院」という）における院内感染防止対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染防止対策は、施設内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、医療行為・ケアなどを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを可能な限り最小にするとの視点に立つことに基づいている。そのため全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策：スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践することを主としている。また感染経路の遮断を目的に、感染経路別防止策すなわち、接触、飛沫、空気感染防止策を想定される起因微生物に基づき選択し実施する。また院内感染が発生した場合は、速やかに調査・評価を行い、その原因を速やかに特定し、制圧・終息かつ再発防止を図ることとする。一方で、そのような事例が発生させた院内感染防止対策システム上の不備や不十分な点が存在しないかどうかを十分に検証することも重視する。必要があればシステムそのものを改善して行く。なお個別および病院内外のいわゆる市中感染症情報を十分に収集し、これらを基に院内感染の発生を未然に防ぐことを目指す。これらを実現するために院内感染予防対策活動の必要性、重要性を全部署ならびに全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行うものとする。

3. 院内感染防止対策委員会について

院内における院内感染症の発生を防止するため、済生会川俣病院院内感染防止対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 1) 委員は病院長が指名する。
- 2) 委員会には委員長をおき、病院長が指名する。
- 3) 委員会は毎月1回開催する。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。
- 4) 委員会の詳細は、別に定める「済生会川俣病院 院内感染防止対策設置要綱」において明記する。

4. ICT（感染制御チーム）について

院内感染症の発生を防止し、各員の専門的な視点を生かして効果的な感染防止対策の実践的活動を行うため感染防止対策委員会メンバーより感染制御チーム（以下「ICT」という）を任命する。

- 1) 委員は、病院長が任命する。
- 2) 感染対策に関する専門的な知識をもった医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士及び事務職員で構成する。
- 3) 院内感染発生状況の把握
細菌検査室及び病棟より報告される院内感染情報の把握と分析を行う。
- 4) 院内感染防止対策
院内の各部署のラウンドを週1回行い、院内感染予防の観点から指摘や改善指導を行う。
- 5) 院内感染症治療対策
院内発生の感染症に対する抗菌薬の適性使用及び治療法の提言、細菌学的な助言や院内感染防止のための指導を行う。
- 6) 教育・啓蒙
年2回、全職員を対象に感染対策研修会を開催し、職員の教育・啓蒙を行う。
- 7) 年4回、感染対策向上加算1の医療機関が開催するカンファレンスに参加する。
- 8) 年1回以上、感染対策向上加算1の医療機関が開催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加すること。
- 9) 感染防止対策推進のため、院内感染予防対策マニュアルを作成し、改訂を行う。

5. 院内感染防止対策のための職員研修について

- 1) 院内感染対策に関する知識を広め、教育を行う目的で職員研修を開催する。
- 2) 職員研修は、全職員を対象に年2回以上定例開催する。この講習会では院内感染予防対策に関する教育と実習とを行う。
- 3) 職員研修は、院内感染防止対策のための基本的な考え方や具体的な方策について、全職員に周知徹底を図ることを目的とする。必要に応じて各部署の業務に対応した個別の研修会も開催する。
- 4) 研修会の開催状況（日時、出席者、研修項目）を記録保存する。

6. 院内感染発生時の対応について

- 1) 職員は、院内感染が疑われる場合、できるだけ速やかに主治医、所属長に報告を行う。報告を受けた所属長は、ICT（院内感染管理者）にその旨を報告する。
- 2) 院内感染管理者は速やかに関係する委員を招集し、協議を行う。さらに必要に応じて、臨時に委員会を開催し、感染源・感染経路・感染範囲などの調査を

行う。

- 3) 委員会とICTは、発生の原因究明・対応策の立案・実施を図り、これを全職員に周知徹底させる。
- 4) その他、別に定めるマニュアルに従い、院内での連携を円滑に進め、集団発生等の場合には保健所など外部への報告を確実に行う。
- 5) 日常的に当院での感染症の発生状況を迅速に把握するために、定例の委員会において各種起因微生物の検出状況などの報告・確認を行う。感染性の比較的高い特殊な起因微生物が検出された場合には、例え一例であっても、全部署・全職員に周知するよう徹底する。

7. 当院の院内感染防止対策指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当院ホームページにおいて一般に公開する。

附 則

この指針は、平成21年3月1日より施行する。

この指針は、令和3年10月1日より施行する。

この指針は、令和4年5月1日より施行する。